**平成２５年（フ）第７３４号**
大阪府東大阪市御幸町９番７号
債務者　前澤　　武
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第８９８号**
大阪市生野区中川６丁目11番26号　Ｌｏｙａｌ　ｆ　Ｍａｉｓｏｎ211号室、前住所大阪市生野区生野東２丁目10番11号
債務者　亀谷　晃子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第９２３号**
大阪府寝屋川市黒原橘町21番17号、前住所大阪府守口市大日東町21番７号
債務者　北浦眞美子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第９３０号**
大阪府箕面市下止々呂美821番地
債務者　酒井　　浩
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２４号**
神奈川県横須賀市長坂３丁目６番28―３号
債務者　柳林　英子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２５年（フ）第２６号**
神奈川県横須賀市佐野町２丁目28番地　太田アパート101
債務者　長谷川貴志
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２４年（フ）第２５１３号**
名古屋市千種区振甫町１丁目45番地の１　清明荘202
債務者　豊島由香里
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１８０号**
松江市宍道町佐々布296番地121　ＣＣ106、住民票上の住所松江市上乃木６丁目12番62号
債務者　石丸メイ子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１９５６号**
千葉県千葉市美浜区高洲３丁目２―12―505
債務者　小松　一秀
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１９５９号**
東京都新宿区上落合２丁目16―７―106
債務者　木村　直樹
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１９６０号**
東京都荒川区東日暮里６丁目38―７―302
債務者　西島よしみ
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１９８６号**
東京都北区浮間４丁目16―３―102
債務者　市原　洲男
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１９９７号**
東京都台東区竜泉１丁目11―３―303
債務者　廣瀬　　豊
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２００４号**
東京都杉並区阿佐谷南１丁目19―13―206
債務者　吉場　直衛
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２０３５号**
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾東台９―33―103
債務者　原田百合子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２０３６号**
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾東台９―33―103
債務者　原田　起奈
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部